

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年四月二一日法律第三四号)

一、提案理由(平成一六年三月一七日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣

.....(略).....

続きまして、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

現在、リスクの高いベンチャー企業や事業再生に取り組む企業に十分に資金供給がなされていない中、出資により資金供給を行う仕組みであるファンド制度に対するニーズが高まっております。

しかしながら、現在の本法に基づくファンド制度は、出資先のベンチャー企業へのつなぎ融資ができなかったり、経営革新や事業再生に取り組んでいる幅広い企業への出資ができないなどの課題を抱えております。

こうした状況を踏まえ、ファンド制度の一層の拡充を図るため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の趣旨を御説明申し上げます。

第一に、ファンドが、出資のみならず、出資先企業に対する融資もできるようにします。

第二に、ファンドの投資対象の制限を撤廃し、中堅企業などにも幅広く出資ができるようにします。

.....(略).....

以上が、これら法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一六年四月一日)

根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、投資事業有限責任組合が、出資のみならず、出資先企業に対する融資もできるようにするとともに、投資対象の制限を撤廃し、中堅企業などにも幅広く出資ができるよう、所要の措置を講ずるものであります。

.....(略).....

本委員会においては、去る三月十七日、三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同十九日より質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備

機構法の一部を改正する法律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月三十一日）

政府は、現在、経済活性化の観点から産業金融機能の強化が極めて重要であることにかんがみ、本法施行に当たって、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 有限責任組合制度の運用に当たっては、一般投資家の保護の観点から誤信をまねくような勧誘に対する適切な措置を講ずるなど万全を期すとともに、適切にリスク判断に基づく投資家の出資が行われるよう、制度内容の周知を図るなど市場環境の整備に努めること。また、今後、投資家向けの情報開示については、組合の投資実態を踏まえた適切な開示基準の策定に努めること。

二 中小ベンチャー企業の育成、地域経済の活性化、事業再生の推進といった喫緊の課題を達成するため、有限責任組合を活用して積極的な対策を講ずること。

三 有限責任組合を通じた投資の拡大を図るため、年金基金等の機関投資家からの出資を容易とする環境整備を行うこと。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一六年四月一四日）

谷川秀善君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案は、出資により資金供給を行うファンド制度について、投資対象の制限を撤廃し、中堅・大企業にも出資できるようにするとともに、出資先企業に対する融資などを行えるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、証券化支援制度の促進に向けた取組、中小ベンチャーファンド法の対象を中堅・大企業にまで拡大した理由、信用保険財政の基盤強化策、繊維産業の振興策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月一三日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 有限責任組合制度の運用に当たっては、一般投資家の保護の観点から誤信を招くような勧誘に対する適切な措置を講ずるなど万全を期すこと。また、適切なリスク判断に基づく投資家の出資が行われるよう、制度内容の周知徹底を図るとともに、適切な情報開示基準の策定に努めること。
- 二 中小ベンチャー企業の育成、地域経済の活性化、事業再生の推進といった喫緊の課題を達成するため、有限責任組合を活用して積極的な対策を講ずるとともに、有限責任組合を通じた投資の拡大を図るため、年金基金等の機関投資家からの出資が容易となるよう環境整備に努めること。
- 三 中小企業の再生支援に当たっては、中小企業総合事業団が出資を行う地域中小企業再生ファンド等の組成の促進に一層取り組むこと。

右決議する。